

白鷗大学教育学部論集投稿規程

1. 論文は、研究・教育を目的とし、固有の明示的目的に従って統合された議論が展開され、結論部においてその目的が適切に評価されていなければならない。また論文は一篇において完結するとともに、著作権に配慮した厳格な引用がなされなければならない。
2. 論文は著者の専門とする学会の倫理規定や一般則に基づく倫理基準を満たしていなければならない。
3. 論文内容は未公開のものに限る。
4. 論文内容に関わる一切の責任は著者に帰属する。
5. 論文は原著論文とノート・資料の二種とする。ここで、原著論文とは論文内容が当該研究領域に価値ある知見をもたらすものをいい、ノート・資料は論文内容が原著論文の条件には満たないが当該研究領域への知見をもたらすものをいう。事例研究及び実践研究も原則としてここに含める。
6. 投稿原稿の筆頭著者は原則として本学部の専任・兼任教員に限る。
7. 筆頭著者として投稿できる論文数は一人一篇に限る。
8. 本誌は原則として年二回発行する。原稿の提出時期及び発行時期は論集委員会がこれを定める。
9. 原稿の分量の上限は邦文ではA 4版全角40文字×36行で20枚、欧文ではA 4版半角80文字×36行で20枚とする。この分量には表題、著者名、アブストラクト、図表、文献欄等すべてを含む。
10. 原稿はワープロにより横書きで作成し、著者の専門とする学会所定の形式に基づくこと。但し、原稿募集要項の記載事項も考慮すること。
11. 図の原稿は掲載される大きさに対して縦横2倍の大ききで、白黒で印刷された際に鮮明になるように作成すること。
12. 原稿提出は完全原稿の状態で行い期限を厳守すること。提出にあたっては印刷原稿、電子媒体上の原稿とともに必要な書類を添付すること。
13. 論文の掲載順序は第1に論文種類、第2に専攻、第3に筆頭著者の音韻順に従い決定する。
14. 本論集の電子化に関連する所定の権利を原則として無償で許諾すること。
15. 校正は筆頭著者の責任のもと、論集委員会の指定した期限及び原稿受領通知に記載された形式を厳守すること。
16. 筆頭著者には抜き刷り50部を贈呈する。

附則. この規程は、平成20年10月15日から適用する。

附則. この規程は、平成26年5月21日から適用する。